

日常生活圏域と地域包括支援センター（最終案）

1. 包括支援センターの担当区域

センター設置数	単独	2センター		3センター		
		A	基幹型	A	B	基幹型
委託形態						
担当区域	全域	西枇・新川	清洲・春日	西枇	新川	清洲・春日
①関係者間のネットワーク構築		○		◎		
②相談窓口が近いことによる利便性		○		◎		
③センター間の連携調整・迅速な情報共有	◎	○				
④人材確保(3職種)	チームアプローチによる問題解決が出来るよう適切な人員配置					
⑤費用面(委託費の上昇)	◎	○				
⑥法人の確保	◎	○				

- センター数においては春日地区の高齢者人口を考慮し、単独、2センター又は3センターで検討
- 窓口機能を担うだけのブランチではなく、地域づくりのために十分な役割を備えたセンターの設置
- 基本的な考え方にに基づき評価した結果、全体的なバランスを考慮し2センターが最も望ましい。

2. 包括支援センター複数配置のスケジュール

	令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		第8期介護保険事業計画				
設置数・配置形態の決定		→				
配置場所・委託方法の決定		→		→		
開設・運営				→		
評価・検討					→	

3. 第7期介護保険事業計画と第8期介護保険事業計画

計画名	第7期 <H30-R2>	第8期 <R3-R5>
日常生活圏域数(設置区域)	1箇所(市内全域)	4箇所(西枇・新川・清洲・春日)
包括支援センター数(設置区域)	1箇所(市内全域)	2箇所(新川・西枇)(清洲・春日)

